

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月27日

【会社名】 株式会社常陽銀行

【英訳名】 The Jyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 寺門 一 義

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 水戸市南町2丁目5番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社常陽銀行 東京営業部
(東京都中央区八重洲2丁目7番2号)

株式会社常陽銀行 福島支店
(福島市大町3番7号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 株式会社常陽銀行福島支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため、縦覧に供する場所としております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当行の代表者である取締役頭取 寺門一義は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

当行は、金融庁企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

但し、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当行は、財務報告に係る内部統制の評価の基準日を平成25年3月31日（第122期事業年度末日）とし、評価にあたり一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制（業務プロセスに係る内部統制）の評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点の整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価の基礎としております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の2/3を超えている当行を「重要な事業拠点」として選定いたしました。また、重要な事業拠点として選定した当行の事業目的に大きく関わる勘定科目である有価証券、貸出金及び預金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスのうち、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては追加的に評価対象に含めております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当行の取締役頭取 寺門一義は、平成25年3月31日（当事業年度末日）時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。